

廿日市市下水道排水設備指定工事店指定（新規）について

1 受付場所

廿日市市 建設部 下水道経営課 営業係

〒738-0033

住 所 廿日市市串戸五丁目10番15号

(広島県水道広域連合企業団廿日市事務所庁舎1階)

電 話 0829-32-5490 (FAX) 0829-31-2575

2 受付期間

| 受付期間 | 指定工事店指定日（予定） |
|--------|--------------|
| 毎月5日締め | 翌月1日 |

・ただし受付期間末日が閉庁日（土・日、祝日等）に当たるときは、その直前の開庁日を締め切りとします。

・指定工事店指定日が閉庁日（土・日、祝日等）に当たるときは、その翌日以降の開庁日に交付します。

・工事店証の交付の際は、こちらから連絡します。

3 受付時間 開庁日の9時～12時、13時～17時

4 申請時提出書類

下水道排水設備指定工事店指定申請書（新規）

※ 添付書類

- (1) 誓約書（廿日市市下水道排水設備指定工事店規則第3条第1項第4号アからカまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類）（代表者印を押印）
- (2) 法人にあつては、商業登記簿謄本（履歴事項証明書）及び定款又は寄附行為の写し
個人にあつては、住民票記載事項証明書
- (3) 営業所の平面図及び付近見取図
- (4) 営業所等の写真（営業所外観、事務所・作業所等の内部がわかるもの）
- (5) 専属責任技術者名簿
- (6) 下水道排水設備工事責任技術者証（広島県下水道協会の長が交付したものに限り）の写し
- (7) 雇用関係を証する書類（住民税特別徴収税額の決定（変更）通知書（特別徴収義務者用）（写）又は健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（写））（代表者が責任技術者の場合は不要）
（上記が提出できない場合は下記のいずれか一つ）
 - ※ 雇用保険被保険者資格取得確認通知書（写）及び保険料領収書（写）
 - ※ 賃金台帳（写）又は源泉徴収簿（写）及び所得税納付額領収書（写）
- (8) 設備及び器材の所有調書
排水設備工事の施行に必要な設備及び器材を有していることを証する書類及びその写真（調書の番号順にA4紙に整理）
 - ※ 支店・営業所単位で指定申請をおこなう場合は、本店代表者からの委任が必要です。
 - ※ 指定様式に印の記載があるものはすべて押印してください。
 - ※ 提出書類は全てA4サイズに統一してください。

指定手数料

新規指定：2万円（申請時に発行の納付書で指定金融機関で納付してください。）

※ 新規指定期間満了後継続して指定を希望される場合の手数料は1万円となります。

申請の際は、次の要件に適合していることを確認してください。

廿日市市下水道排水設備指定工事店規則（抜粋）

（指定工事店の指定）

第3条 排水設備工事を施行することができる者は、次に掲げる要件に適合している工事業者とし、市長はこれを指定工事店として指定するものとする。

- (1) 責任技術者が1名以上専属していること。
- (2) 排水設備工事の施行に必要な設備及び器材を有していること。
- (3) 広島県の区域内又は別表に掲げる山口県内若しくは島根県内の市町のいずれかの区域内に営業所があること。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない場合

イ 工事業者が不法行為又は不正行為等により責任技術者としての登録を取り消されてから2年を経過していない場合

ウ 指定工事店が、第10条第2項の規定により指定を取り消されてから2年を経過していない場合

エ 工事業者がその業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある場合

オ 精神の機能の障害により排水設備工事を適正に施行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない場合

カ 法人であって、その役員のうちアからカまでのいずれかに該当する者がいる場合

2 前項第4号ウの規定に該当する場合で、当該指定工事店が法人であるときは、その代表者は、同号ウに規定する期間内において、個人又は法人の代表者として指定工事店の指定を受けることができない。

（別表）

| 区 分 | 市 町 |
|-----|---|
| 広島県 | 広島市、呉市、竹原市、三原市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、安芸高田市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町、山県郡安芸太田町、山県郡北広島町、豊田郡大崎上島町及び世羅郡世羅町 |
| 山口県 | 岩国市、柳井市、大島郡周防大島町、玖珂郡和木町、熊毛郡田布施町及び熊毛郡平生町 |
| 島根県 | 鹿足郡吉賀町 |

※ 「(1) 責任技術者」とは、排水設備工事に技能を有する者として、広島県下水道協会会長が登録した下水道排水設備工事責任技術者をいう。

第10条

2 市長は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消し、又は6月を超えない範囲内において指定の効力を停止することができる。

- (1) 下水道に関する法令又は条例若しくはこれに基づく規則その他の規定に違反したとき。
- (2) 業務に関し、不誠実な行為があるなど、市長が指定工事店として不適当と認めたとき。
- (3) 虚偽又は不正の事実に基づき指定を受けたことが判明したとき。

（注）責任技術者について、次に該当する時は広島県下水道協会への届出が必要です。

※ 住所変更等の手続きが行われない場合、本人に必要な書類が届かないなど不利益を被ることがありますので、必ず届出てください。

- 1 住所又は名前の変更
- 2 責任技術者証を紛失又はき損・破損した場合
- 3 死亡した場合
- 4 欠格要件に該当した場合
 - ① 成年被後見人又は被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
 - ② 責任技術者の登録を取り消され、その日から2年を経過していない者

届出窓口は、「広島県下水道協会市町名簿」の下水道担当課です。
なお、届出用紙は下水道担当課に備えてあります。